



広島弁護士会

なやんだら 相談しんさい 頼りんさい

市民法律講座

企業も聞きたいあんなこと，こんなこと

- 第1回 11月12日(木) 午後3時～午後4時30分
まだ間に合う！マイナンバー
マイナンバー法の概要，企業等が求められること，運用と書式
講師 前原 淑恵 弁護士(情報問題対策委員会幹事)
- 第2回 11月19日(木) 午後3時～午後4時30分
直面してからでは遅い！事業承継
事業承継が問題となる場面，承継の方法と選択
講師 金子 昌稔 弁護士(弁護士業務改革委員会幹事)
- 第3回 11月26日(木) 午後3時～午後4時30分
突然される残業代請求
企業が備えておくべき規則，執るべき方策，具体的対応
講師 長谷川 栄治 弁護士(労働法制委員会副委員長)
- 第4回 12月 3日(木) 午後3時～午後4時30分
知らないではすまない！暴排条例
広島県暴力団排除条例の概要，対応方法，相談先
講師 勝原 一郎 弁護士(民事介入暴力問題対策委員会委員)
- 第5回 12月10日(木) 午後3時～午後4時30分
侵害していませんか？他社の知的財産権
知的財産侵害の具体例，知的財産を守るための方策
講師 小田 憲太郎 弁護士(日本知的財産仲裁センターPT幹事)

受講料：無料

場所：広島弁護士会館2階大会議室A



申込みについて

- ① 往復はがき又はメール，FAXのいずれかの方法で，住所・氏名(ふりがな)・年齢をご記入の上お申込みください。
宛先：〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-73
広島弁護士会「市民法律講座」係
Tel:082-228-0230/Fax:082-228-0418
メールアドレス：kouza@hiroben.or.jp
※申込みの際に記載された個人情報は，今後の市民法律講座等の広島弁護士会行事のご案内のために利用させていただきます。
- ② 申込期間
10月30日(金)まで ※必着のこと
定員：120名(先着順)

主催 広島弁護士会

後援 広島県・広島市